

市民協働フォーラム

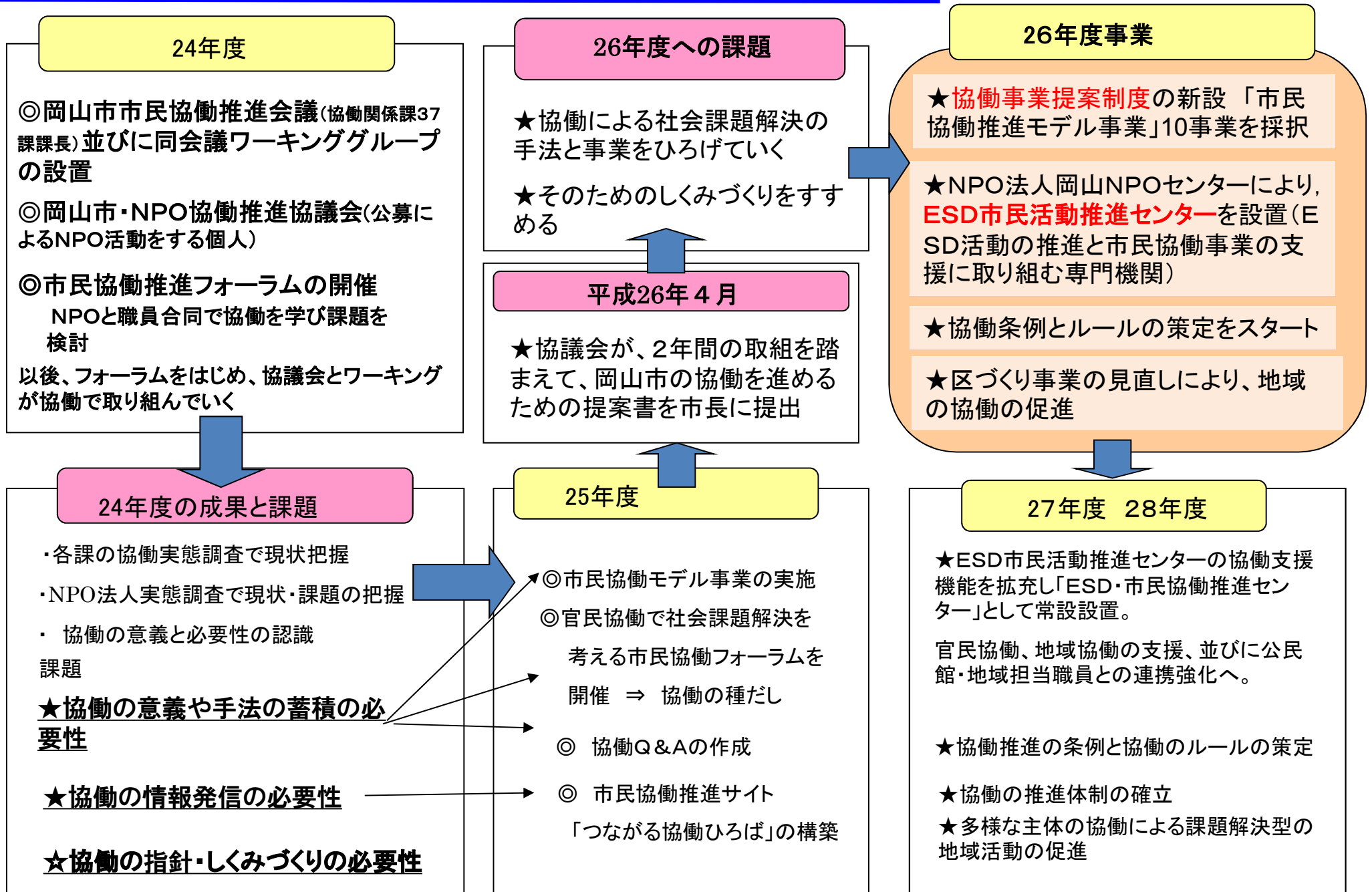
岡山市の協働条例を考える

平成27年4月25日(土) 13:30~17:00 岡山市勤労者福祉センター

- 13:30 ○開会挨拶 市民協働局長 奥野淳子
○岡山市協働のまちづくり条例見直しの経緯と本フォーラムの趣旨説明
岡山市・NPO協働推進協議会座長 石原 達也
- 14:00 グループワーク①
これまでに出了された「協働を推進するためには」のアンケート等て出了された意見
の再整理
- 14:30 グループワーク②
①でまとめた協働を推進するための意見項目を、実現するための事業に落としこむ。
- 15:00 休憩
- 15:10 グループワーク③ 各事業の計画・目標を設定する。
- 16:30 グループワーク④ 到達目標を整理して条文案を作成する
- 17:00 閉会

主催 : 岡山市, 岡山市・NPO市民協働推進協議会

市民協働推進施策の経過



協働のまちづくり条例の見直しスケジュール

平成26年度～27年度

26年8月 市民協働フォーラム
※官民協働がすすまないのはなぜかをNPOと市職員で検討⇒課題出し①
26年10月 市民協働フォーラム
※地域で協働がすすまないのはなぜかを地域住民組織をはじめ様々な団体と、市議会議員、職員で検討⇒課題出し②

27年3月～4月 市民協働条例を考えるアンケートの実施⇒課題出し③
①企業・大学アンケート
社会貢献・地域貢献活動が進まないのはなぜか
②地域住民組織アンケート
地域協働がすすまないのはなぜか
③NPOアンケート
市民協働がすすまないのはなぜか

27年4月25日 市民協働フォーラム
・これまでのフォーラムやアンケートでだされた意見(課題)から市民協働を進めるための課題整理
・実現にむけての事業、その目標・計画を設定し、条例案・指針づくりにつなげる

27年5月～6月 条例市民案の提出

27年7月～8月
パブリックコメント
市民協働フォーラム(公聴会)を地域で開催(各区又は中学校区での開催を検討中)
27年9月
市議会へ パブコメ、フォーラムの結果報告

27年12月議会 条例案の提案

28年2月 条例施行プレフォーラム

平成28年度

28年4月 条例施行
※条例を活かすフォーラムを開催

[岡山市議会総務委員会（平成26年9月22日）資料から抜粋]

岡山市協働のまちづくり条例の改正について

1. 制定経過

- 平成11年9月 定例会市議会において、「NPO法人の育成策の強化を求める意見書」が全会一致で採択
- 平成12年2月 定例会市議会において、パートナーシップに基づくまちづくりを進めるための条例制定に取り組むことを市長が表明。
- 平成13年4月 非営利公益活動団体の自主性・自立性を尊重しつつ、その知恵と力を最大限に活かした豊かで活力ある地域社会の実現を目指して、本条例を制定した。

2. 条例に基づく施策の現状

本条例は、市、市民、非営利公益活動団体が協働してまちづくりを進めることを基本理念とし、そのための市の施策として、特定非営利公益事業指定制度について規定している。

当制度は、非営利公益活動団体が行う非営利公益活動のうち、本市のまちづくりの基本目標の実現に寄与すると認められるものを、審査機関の議を経て、特定非営利公益事業として指定し、支援措置として、事業に必要な市有施設等が無償で貸与、または使用料を減免することができるとしている。

条例施行から現在まで、本条例に基づき22の特定非営利公益事業の指定を行い、市有施設等の無償貸与による支援を実施している。現在15事業が継続している。しかし、遊休施設には限りがあり、平成18年2月指定以後、新たな指定はなく、制度が有効に活用されていないという現状がある。

3. 改正の必要性

条例制定後13年が経過し、安全・安心ネットワークが市全学区・地域に組織され、NPO法人は300を超えるなど、条例制定当時とは、市民活動の状況は大きく変わっており、社会課題も多様化している。そうした中で、NPO等が新しい公共の担い手として期待されている。改めて、NPO等との協働の理念やルールを明確にしていくことが求められている。

平成24年4月1日施行の特定非営利活動促進法（NPO法）の改正により、NPO法人認証等事務の所轄庁となったことを契機に、平成24年度、公募のNPO法人役員で構成する「岡山市・NPO協働推進協議会」と、庁内の関係課で構成する「岡山市市民協働推進会議」を発足し、協働推進のための施策の検討をはじめた。そして、今年度から市民協働推進モデル事業の公募制度を始め、またESD市民活動推進センターを設置するなど、市民協働推進施策が動き出した段階となっている。

こうした状況を踏まえ、市民協働を一層すすめるため、「岡山市協働のまちづくり条例」を改正し、市民協働の基本理念、協働のルール、協働推進施策と推進体制などを盛り込み、本市の協働を一層推進する条例に改正することとした。26年度、27年度の2か年で、幅広く市民の意見を聞き、市民協働で本条例の改正を進めていきたい。

○岡山市協働のまちづくり条例

平成12年6月19日

条例第97号

改正 平成23年3月16日市条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、非営利公益活動団体の自主性及び自立性を尊重しながら、その知恵と力を最大限に生かしたまちづくりを進めるため、市、市民及び非営利公益活動団体の果たすべき責務、役割等を定めるとともに、非営利公益活動を支援するに当たっての原則、手続、講ずべき支援措置等を定めることによって、非営利公益活動を促進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、自発的かつ自立的に行う営利を目的としない公益活動をいう。

2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(基本理念)

第3条 市、市民及び非営利公益活動団体は、非営利公益活動が豊かで活力ある地域社会の実現に寄与する役割を認識し、それぞれの責務と役割のもとに協働してまちづくりを進めるものとする。

2 市が非営利公益活動団体を支援するに当たっては、非営利公益活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で透明性の高いものでなければ

ならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本的な理念（以下「基本理念」という。）に基づき、非営利公益活動を促進する施策の実施に努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、非営利公益活動に関する理解を深め、その活動に協力するよう努めるものとする。

(非営利公益活動団体の役割)

第6条 非営利公益活動団体は、基本理念に基づき、非営利公益活動の実施に努めるとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(市の施策)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、この条例に定める支援措置を講ずるほか、非営利公益活動団体が市と協働してまちづくりを進めるための環境整備に資する支援の充実に努めるものとする。

(特定非営利公益事業の指定)

第8条 市長は、非営利公益活動団体が行う非営利公益活動のうち、特に、国際的水準等に照らし先進的な事業で、本市のまちづくりの基本目標の実現に著しく寄与すると認められるものを特定非営利公益事業として指定することができる。

2 前項の指定は、第10条に規定する岡山市特定非営利公益事業指定審議会の議を経て行うものとする。

(指定の申請)

第9条 前条第1項の指定を受けようとする非営利公益活動団体は、市長に申請をしなければならない。

2 前項の申請をすることができる非営利公益活動団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 過去の実績等から能力及び信用があり、指定を受けようとする非営利公益活動を安定的に継続して行うことができると認められる団体であること。

(2) 市のまちづくりの基本目標に賛同し、市と協働して公益に資する活動を行う団

体であること。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないと認められること。

（岡山市特定非営利公益事業指定審議会の設置）

第10条 市長は、特定非営利公益事業の指定等について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市特定非営利公益事業指定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第11条 審議会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第12条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第13条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第14条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、第8条第1項の規定による指定の申請をした非営利公益活動団体の代表者又はその代理人に対し、会議への出席を求め、指定を受けようとする非営利公益活動その他調査審議に必要な事項について説明させることができる。

5 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って、別に定める。

(特定非営利公益事業への支援措置)

第15条 市長は、特定非営利公益事業の実施に必要な土地、施設等を当該事業を実施する非営利公益活動団体（以下「特定非営利公益活動団体」という。）に対し無償で貸し付け、使用料を減額又は免除する等、当該事業の実施を促進するための支援措置を講ずることができる。

(特定非営利公益事業及び団体の活動状況等に係る報告)

第16条 特定非営利公益活動団体は、特定非営利公益事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告するほか、当該事業への支援が行われている間、毎年度当該団体の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は前項の報告を受けたときは、その内容を市民に公開しなければならない。

(指定の取消し)

第17条 市長は、特定非営利公益事業団体が行う特定非営利公益事業が、第8条第1項の規定に適合しなくなったとき又は当該団体が第9条第2項各号の規定に抵触することとなったときは、審議会の議を経て、第8条第1項の規定に基づく指定を取り消すことができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(参考 平成13年市規則第12号で平成13年4月1日から施行)

附 則 (平成23年市条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。